

# 京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱

(令和8年3月17日決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、鉛製の給水管（以下「鉛管」という。）の布設替えの促進を図るため、鉛管を取り替える工事を行う者に対し、予算の範囲内で鉛製給水管取替工事助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (対象工事)

第2条 この要綱による助成の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、京都市水道事業条例（以下「水道条例」という。）第1条の3に定める区域内において施工する給水装置工事であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 次の各号に掲げる部分に存在している鉛管の全部又は一部を、当該各号に掲げる材質の給水管に取り替える工事であること。
  - ア 宅地内の給水用具から水道メーターまでの部分 水道法第16条に規定する基準に適合する鉛以外の材質
  - イ 水道条例第6条の3第1項に規定する特定区間のうち水道メーターから1.5メートル程度の範囲で合理的と認められる部分 同項の規定により京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が指定する材質
- (2) 給水管及び水道メーターの口径の変更を伴う工事でないこと。ただし、給水管の口径を13ミリメートルから20ミリメートルに変更する場合は、この限りでない。
- (3) 京都市指定給水装置工事事業者が施工する工事であること。
- (4) 官公署及びこれに準じる機関が実施する工事でないこと。
- (5) 給水装置を全面的に改造する工事など、鉛管の取替えを主たる目的としない工事でないこと。

## (交付の対象)

第3条 助成金は、対象工事を行った者に対し交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象工事を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の対象としない。

- (1) 京都市の水道料金又は下水道使用料を滞納しているとき。
- (2) 同一の給水管における鉛管部分の取替えについて、既に助成金の交付を受けたこ

とがあるとき。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、対象工事1件につき、当該工事に係る費用の2分の1の額とする。ただし、150,000円を限度とする。

2 前項の規定による助成金の額に、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金条例第9条に規定する管理者が定める期日は、工事が完了した日から起算して1年を経過する日とする。

2 補助金条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、鉛製給水管取替工事助成金交付申請書(様式第1号)とする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工事代金に係る領収書の写し

(2) 工事における使用材料が分かる書類

(3) 給水管の配管状況が分かる図面

(4) 工事写真(鉛製給水管取替工事の施工過程が確認できるもの)

(5) 工事代金の内訳が分かる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める書類

4 事業を行う法人等は、交付の申請をするに当たって、助成金に係る消費税及び地方消費税(以下これらを「消費税」という。)に係る仕入控除税額(助成金対象経費に含まれる消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税として控除することができる部分の金額に助成金対象経費に占める助成金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合についてはこの限りでない。

(標準処理期間)

第6条 管理者は、補助金条例第9条の規定による申請があったときは、申請書が事務所に到達した日から起算して20日以内に、補助金条例第10条の決定をするものとする。

(交付の決定の通知)

第7条 補助金条例第12条第1項に規定する通知は、鉛製給水管取替工事助成金交付

決定通知書（様式第2号）により、同条第2項に規定する通知は、鉛製給水管取替工事助成金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 管理者は、補助金条例第10条第1項の規定により助成金の交付の決定を行ったときは、当該交付の決定額を上限とし助成金を支払う。

（交付請求）

第8条 補助金条例第12条第1項に規定する通知を受けた者は、速やかに、鉛製給水管取替工事助成金交付請求書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

（消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第9条 助成金の交付を受けた者のうち交付申請時に当該助成金に係る消費税に係る仕入控除税額が明らかでなく、当該消費税に係る仕入控除税額を含めて交付を受けた者は、消費税の申告により当該消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第5号）により管理者に報告しなければならない。

- 2 管理者は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱の施行前の適用を受けたものについては、従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年5月7日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱の施行前の適用を受けたものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成30年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 改正後の京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この改正の実施の日以後に第5条の規定による申請がされたものについて適用する。

(経過措置)

3 改正前の京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

4 新要綱第3条第2項第2号に規定する助成金には、旧要綱の規定により交付されている助成金を含まないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正前の京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正前の京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱の規定は、この改正の実施の日以後に第5条の規定による申請がされたものについて適用する。
- 3 従前の様式による用紙は、管理者が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

## 鉛製給水管取替工事助成金交付申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長	令和 年 月 日
申請者の住所	申請者の氏名
	電話番号 —

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により鉛製給水管取替工事助成金の交付を申請します。	
給水装置設置場所	京都市 区
使用者名	
お客さま番号	検針区 使用者コード 水栓番号
工事代金	円 (税込・税抜) どちらかに○をしてください
申請区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人等

## 注意事項

- 1 個人の申請者の方は、【消費税込】金額で申請してください。
- 2 個人事業主又は法人の方は、申請区分「法人等」を選択のうえ、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は【消費税抜】金額で申請してください。ただし、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は【消費税込】金額で申請することができます。
- 3 上記2のただし書の場合においては、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後に様式第5号により報告いただき、当局に当該仕入控除税額を返還していただく必要があります。

## 添付書類

- 1 工事代金に係る領収書の写し
- 2 工事における使用材料が分かる書類
- 3 給水管の配管状況が分かる図面
- 4 工事写真（鉛製給水管取替工事の施工過程が確認できるもの）
- 5 工事代金の内訳が分かる書類

京都市指令上水水第 号  
令和 年 月 日

## 鉛製給水管取替工事助成金交付決定通知書

申請者  
住 所  
氏 名 様

京都市公営企業管理者上下水道局長

令和 年 月 日付けで申請のありました鉛製給水管取替工事助成金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条の規定により交付することを決定したので、同条例第12条の規定により通知します。

なお、助成金の受領に当たっては、下記3のことに留意して、鉛製給水管取替工事助成金交付請求書（様式第4号）を提出してください。

### 記

#### 1 工事場所

2 交付金の額 金 円

#### 3 交付条件

- 助成金の申請時に当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合で、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により管理者に報告してください。
- 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条又は23条の規定に該当した場合は、助成金の交付を取り消し、又は交付した助成金を返還していただきます。

#### 4 担当部署

電話

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

取替工事場所	京都市	区		
お客さま番号	検針区	使用者コード		水栓番号

京都市指令上水水第 号  
令和 年 月 日

## 鉛製給水管取替工事助成金不交付決定通知書

申請者  
住 所  
氏 名 様

京都市公営企業管理者上下水道局長

令和 年 月 日付けで申請のありました鉛製給水管取替工事助成金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条の規定により交付しないことを決定したので、同条例第12条の規定により通知します。

### 記

- 1 交付しない理由
- 2 担当部署

電話

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

取替工事場所	京都市	区		
お客さま番号	検針区	使用者コード		水栓番号

鉛製給水管取替工事助成金交付請求書

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長	令和 年 月 日
申請者の住所	請求者の氏名  電話番号 —
鉛製給水管取替助成金交付額の決定を受けた工事助成金について、京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり請求します。	

1 助成金口座振替先

請求金額（助成金額）	金 円			
振込希望 金融機関名等	ゆうちょ銀行以外		ゆうちょ銀行	
	銀行・信用金庫		【店名】 漢数字	
	本店・支店			
預金種目	1 普通預金	2 当座預金	3 その他	( )
口座番号				右づめで記入してください。
(フリガナ) 口座名義				

2 添付資料

鉛製給水管取替工事助成金交付決定通知書（様式第2号）の写し

.....（局記入欄）.....

取替工事場所	京都市	区
お客さま番号	検針区	使用者コード 水栓番号

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

法人等の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

鉛製給水管取替工事助成金に係る消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都市指令上水水第 号で交付決定した上記助成金事業に関する 年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市水道事業に係る鉛製給水管取替工事助成金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

1 工事場所

2 交付金額（管理者が交付決定通知書により通知した額）

円

3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要助成金返還額）

円

注 別紙として積算の内訳等、3の金額が分かるものを添付してください。